諮問番号：令和元年度諮問第１６号

答申番号：令和元年度答申第２６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年１２月２６日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求書における審査請求人の主張の要旨

強盗被害に遭い、生活費を補うために借金をしてしまった。当時、保護費の再支給ができる旨の教示はなく、確認月からその前々月までの分に限り支給することになっていることを理由に、本件申請を却下したのは違法であり、不当である。

（２）大阪府行政不服審査会（以下「審査会」という。）が令和元年９月１９日に実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の要旨

強盗被害に遭った際、財布だけではなくキャリーケースに保護費２万円が入っていたがそれも無くなっていた。合計で３万円である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）保護費の再支給について

審査請求人は、平成２７年７月に強盗被害に遭ったため、生活費を補うために借金を重ねることになったのであるから、本来は当時再支給されるべきものであり、今回再支給されないことには納得できないものと推認される。

しかしながら、強奪により前渡保護金品を失った場合であっても、処分庁が当然に再支給する義務を負うものでなく、被害に遭った被保護者の状況等について必要な調査を行った上で、最少限度の額を支給することとすべきとされている。

（２）処分庁の判断について

本件についてみると、処分庁は、平成２９年１２月８日付けの本件保護開始申請（以下「本件申請」という。）について、後記第５の１（５）のとおり、最低生活費の遡及変更は３か月程度（発見月からその前々月分まで）が限度と考えるべきとされていることを踏まえ、保護費の再支給（追加支給）すべき事由が平成２７年７月の強盗事件にあることから、再支給することはできないと判断したものと認められ、処分庁の判断に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人は、事件当時、処分庁に相談をしたが対応してもらえなかった旨主張している。実際のやりとりがあったかどうかは定かではないが、保護費の再支給については誤解が生じやすい事項であることを踏まえ、処分庁においては、保護の受給者から質問や相談があった場合は、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めなくてはならないことを付言する。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年　７月３０日　　諮問書の受領

令和元年　８月　６日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：８月２６日

口頭意見陳述申立期限：８月２６日

令和元年　８月２３日　　審査請求人の主張書面及び口頭意見陳述申立書の受領

第１回審議

令和元年　９月１９日　　口頭意見陳述の実施及び第２回審議

令和元年１０月２５日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（２）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による法の処理基準（以下「処理基準」という。）である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第１０の４は、扶助費の再支給について、「前渡された保護金品又は収入として認定された金品（以下「前渡保護金品等」という。）を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。」と定め、「（１）災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合」、「（２）盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」と定めている。

（３）処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）第１０の問１６は、扶助費の再支給に係る留意事項として、「盗難、強奪の認定」については、「金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。」と定め、「被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。」と定めている。

（４）法の解釈を示した「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１０の１６の「保護金品の再支給」の答は、「本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。実施要領に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎないものである。したがって、盗難や災害の事例を種々の方法により確認するだけでなく預貯金・手持金等の状況を勘案した上で最少限度の額を支給することとすべきである。」と記されている。

（５）問答集の問１３の２の答１は、扶助費追加支給の限度について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は３か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に３か月とされているところからも支持される考えであるが、３か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記されている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２６年９月１日、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成２７年７月１３日のケース記録票には、審査請求人から処分庁の担当者に電話があり、「同月１０日から入院した、同日の１９時頃にスーパーに買い物に行き自宅への帰り道で倒れていた、病院に救急搬送された、気が付くと病院のベッドで横になっており、目の前に警察官がいた、ひったくりなのか強盗なのかは記憶がない、現在は捜査中である」と説明があったとの記載がある。

（３）平成２７年７月３１日のケース記録票には、審査請求人から、「強盗被害に遭った金品は、現金約１万円と買い物のポイントカードなどである」と説明があったとの記載がある。また、同年９月１６日のケース記録票には、「犯人に財布やポシェットを奪われた」と説明があったとの記載がある。さらに、同年１０月２３日のケース記録票には、「犯人にポシェットを奪われたが中身については現金１万円、買い物に使うポイントカード、年賀状、病院の診察券及び自身の写真である、銀行のカードは持っていなかった」と説明があったとの記載がある。

（４）平成２７年９月８日付けの○○警察署の「受理番号の問い合わせについて」には、受理番号が記載されている。

（５）平成２９年７月１０日のケース記録票には、審査請求人から、「約２年前に起きた強盗事件の際、受けた被害と損害について、被服費として上限額を支給してほしい」との内容の相談があったとの記載がある。また、審査請求人は、「当時、衣服は破れ、金品を強奪されたことから、自宅に帰るにもお金がなく、ケースワーカーに相談していたが、現金を持ち出し支給することはできないと回答されていた」と説明があったとの記載がある。

（６）平成２９年８月４日のケース記録票には、審査請求人が、「保護費の再支給規定について教示されなかった」と主張したとの記載がある。

（７）平成２９年１２月８日付けで、審査請求人は、処分庁に対して、本件申請を行った。

（８）平成２９年１２月２６日付けで、処分庁は、本件処分を行った。平成２９年１２月２６日のケース記録票には、同日、審査請求人に却下通知書を手交したとの記載がある。

（９）平成３０年３月１６日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

審査請求人は、平成２７年７月に強盗被害に遭ったことを理由に保護費の再支給を求めているが、強奪により前渡保護金品を失った場合であっても、処分庁が当然に再支給する義務を負うものでなく、被害に遭った被保護者の状況等について必要な調査を行った上で、最少限度の額を支給することとすべきとされている。

本件についてみると、処分庁は、平成２９年１２月８日付けの本件申請について、前記１（５）のとおり、最低生活費の遡及変更は３か月程度（発見月からその前々月分まで）が限度と考えるべきとされていることを踏まえ、保護費を再支給すべき事由が平成２７年７月の強盗事件にあることから、再支給することはできないと判断したものと認められる。

前記１（２）の局長通知や前記１（４）（５）の問答集が、盗難、強盗等により前渡保護金品等を失った際に、被保護者の急迫・緊急状態を回避するために保護費を再支給することができることを定めたものであると考えれば、強盗事件から２年以上経過した本件申請時においては、保護費の再支給は認められない。

したがって、再支給することはできないとした処分庁の判断に違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、本件処分について、違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、審理員意見書では、保護費の再支給については誤解が生じやすい事項であることを踏まえ、処分庁においては、保護の受給者から質問や相談があった場合は、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めなくてはならないことを付言しているが、審査会においても同意見である。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇